

## 建設工事に係る設計金額の事前公表実施要領

(平成11年1月21日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が施行する建設工事の競争入札に関し、入札結果等の公表要領（平成10年9月30日市長決裁）にかかわらず、その設計金額の事前公表を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 市長が特別の理由があると認める場合を除き、市が施行する建設工事に係る設計金額が500万円以下の競争入札について、その設計金額を入札前に公表するものとする。

(公表方法)

第3条 公表については、指名通知後速やかにインターネットを利用して閲覧に供することにより行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(入札執行)

第4条 この要領に基づき、設計金額を事前公表した建設工事の入札については、次の各号のとおりとする。

- (1) 設計金額を超える金額の入札は、これを無効とする。
- (2) 入札の回数及び不調時の取り扱いは、桶川市競争入札執行要領の例による。
- (3) 入札時に、入札参加者から入札金額の根拠となった積算内訳書の提出を求めることが出来るものとする。この場合、指名通知の際にその旨を併せて通知するものとする。

附 則

この要領は、平成11年3月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日市長決裁）

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年9月24日市長決裁）

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成23年6月10日市長決裁）

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日市長決裁）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。